

外為令の該非判定パラメータシート（カバーシート）  
外為令別表の9の項及び15の項  
通信と情報セキュリティに係る技術

提供技術名： \_\_\_\_\_

メーカー名： \_\_\_\_\_

該非用パラメータシート  
(通信と情報セキュリティ技術)  
様式 9-技(カバー)

(1/1)

CISTEC 2015.10.1  
(平成 27 年 10 月 1 日 施 行 政 省 令 等 対 応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術あるいは、 プログラムであって、省令第8条第九号、第十号から第十二 号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機 能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該 機能のシミュレーションを行うことができるもの</p> <p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる 技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に 係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p>	<p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会 社 名

所 属 ・ 役 職

(フリガナ)

氏 名

電 話

印